

別表 1 の 3 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業

指導事項	指導内容
1 乗務員（車椅子専用）の要件	車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する乗務員（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は満 18 才以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 ①別表 2 に掲げる消防機関が行う講習を修了し、適任証の交付を受けた者。 ②別表 4 に掲げる前掲①の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ、適任証の交付を受けた者。
2 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の交付	(1)消防長は、1 の①及び②の該当者に対して、別記様式 3 の 2 に定める適任証を交付すること。 (2)適任証の有効期間は、2 年間とすること。ただし、別表 1 の 1 共通事項の 3 で定める患者等搬送乗務員定期講習を受けた者についてはさらに 2 年間有効とし、それ以降も同様とすること。
3 適任証（車椅子専用）の携帯	乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。
4 運行体制	患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業（車椅子専用）」という。）を行う者（以下「患者等搬送事業者（車椅子専用）」という。）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1 台につき 1 名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。 ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる又は乗務員（車椅子専用）数を 2 名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。
5 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件	患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。 ①十分な緩衝装置を有すること。 ②換気及び冷暖房の装置を有するものであること。 ③乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。 ④車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。 ⑤車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。 ⑥携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。
6 積載資器材	患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別表 5 の 2 に掲げる資器材を積載すること。